

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

\* 字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

\* ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
- c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。
- d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。#

一 評論文（教・法・経学部）（60点）

問1 10点

（模範解答例）

A①○1点                    A②○1点

リズムの本質である、流動は、

B①○1点                    B②○1点                    B③○1点

観念的な思弁の産物ではなく、随時、随所に、一定の位置と方向を帯びて流れ、

C①○1点                    C②○1点

また媒体の変質によって途切れることがないため、どんな感覚にも捉えられず、感

C③○1点

覚の錯誤を免れてもいるから。

X〈分析〓分けること〉○1点    Y〈分析〓分けること〉○1点    （10点）

【構造点】

・Xは、条件Cを、C①と〈C②+C③〉の〈因果関係〉をなす二成分に〈分析〓分けること〉する構造への評価である、ここでは、C①と、〈C②、C③のどちらか〉があれば、この構造の骨組みが成立しているときみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉    C①+〈C②、C③のどちらか〉    ○1点

・Yは、傍線部の理由を説明すべく、条件Aを、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここでは、A、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているときみなして1点加算。

Y〈分析〓分けること〉    Aの要素+Bの要素+Cの要素    ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。（8点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。（2点）

A 「リズムの本質である」（2点）

※ 傍線部の理由説明をするための話題の提示。

① 「リズムの本質である」の要素に1点

○ 「リズムの本体である」「リズムの核心である」などでも可。

× 「リズムの本質」のニュアンスの成分がなければ×0点。

② 「流動は、「」の要素に1点。

○ 「流動こそは、「」流動が、「」などでも可。

× 「流動」の成分が入っていないければ×0点。

B 「観念的な思弁の産物ではなく、随時、随所に一定の位置と方向を帯びて流れ、」（3点）

※ Aを説明する一方の条件。

① 「観念的な思弁の産物ではなく、「」の要素に1点。

- 「観念的な思考が産み出した物ではなく、「観念の産物ではなく、」などでも可。
- × 「観念の産物」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「随時、随所に」の要素に1点。
  - 「必要に応じた時間と空間のなかに」「その時々々の時間と場所に応じて」などでも可。
  - × 「随時、随所」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「一定の位置と方向を帯びて流れ、」の要素に1点。
  - 「ある決まった位置と向きを持って流れ、「一定の場所と方向性を持ち、」などでも可。
  - × 「一定の位置と方向」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- C 「また媒体の変質によって途切れることがないため、どんな感覚にも捉えられず、感覚の錯誤を免れてもいるから。」(3点)

- ※ Aを説明する、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。
- ① 「また媒体の変質によって途切れることがないため、」の要素に1点。
  - 「また媒体が変わっても伝わっていくため、「媒体の変質を乗り越えていくため、」などでも可。
  - × 「媒体の変質で途切れない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「どんな感覚にも捉えられず、」の要素に1点。
  - 「感覚を超越しており、「特定の感覚に還元されず、」などでも可。
  - × 「感覚の超越」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「感覚の錯誤を免れてもいるから、」の要素に1点。
  - 「感覚によって錯誤されることがないから。」「感覚によって歪められることがないから。」などでも可。
  - × 「感覚による錯誤の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

〔別解〕

A①○1点      A②○1点

リズムの本質である      流動は、

B①○1点

観念の産物ではなく、

C④○1点

C①○1点

C⑤○1点

脈動の切れ目を含みつゝ

「筋に異質の媒体をも貫いて流れ、

媒体の変質によって途切れることがなく

X 〈分析〓分けること〉○1点

C②○1点

C③○1点

いかなる感覚にも捉えられず、      感覚の錯誤を免れているものであるから。

Y 〈総合〓まとめること〉○1点      (10点)

※ これは、B②、B③のかわりに、C④、C⑤が入った解答とみることができる。条件Bの役割は実はB①で果されている(観念性の否定)と考え、この解答も正解と見なす。(B②、B③の重みと、C④、C⑤の重みはほぼ対等だと言うこと。ただC①とC⑤に同語反復的なニュアンスはあるが)。

問2      6点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

リズムを生むために

まず運動を流動へ導く抵抗が働き、

その流動を堰き止める抵抗体が必要となり、

B①○1点

B②○1点

また反復、往復の拍節運動を起こすための障壁を要し、その拍節を単位として完結さ

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

せるための流動の粘性が必要である。(6点)

【構造点】

- ・ Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能とする。(5点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「リズムを生むためにまず運動を流動へ導く抵抗が働き、その流動を堰き止める抵抗が必要となり、」(3点)

※ 「流動」を含む「抵抗」を説明するための一方の条件。

① 「リズムを生むために」の要素に1点。

○ 「リズムを引き起こすために」「リズムが発生するために」などでも可。

× 「リズムの発生」のニュアンスの二成分が入っていないければ×0点。

② 「まず運動を流動へ導く抵抗が働き、」の要素に1点。

○ 「まず、運動を流動へと発展させる抵抗が働き、」「運動を流動に変換する抵抗が必要であり、」などでも可。

× 「運動を」流動に導く抵抗」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「その流動を堰き止める抵抗が必要となり、」の要素に1点。

○ 「その流動を遮断しようとする抵抗を要し、」「流動を阻止しようとする抵抗が必要とされ、」などでも可。

× 「流動に対する抵抗体」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「また反復、往復の拍節運動を起こすための障壁を要し、その拍節を単位として完結させるための流動の粘性が必要である。」(2点)

※ 「流動」を含む「抵抗」を説明するための他方の条件。

① 「また反復、往復の拍節運動を起こすための障壁を要し、」の要素に1点。

○ 「また反復、往復の拍節運動を生起させる壁が必要であり、」「反復、往復の拍節運動を展開させるための抵抗壁を要し、」などでも可。

× 「反復、往復の拍節運動」「障壁」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

② 「その拍節を単位として完結させるための流動の粘性が必要である。」の要素に1点。

○ 「その拍節を単位として成立させる流動の粘性が不可欠である。」「拍節を単位に仕上げていくための流動の粘性がなくてはならない。」などでも可。

× 「拍節を単位として完結させる」「流動の粘性」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

### 問3 9点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点 A③○1点

リズムを起こす 流動が、 大きな抵抗を受けて乗り換え不能に陥ると、  
B○1点

根本は拍節の流動と同じだが、

C①○1点 C②○1点

媒体のみが堰き止められ、 純粹流動自体は停まらないという

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

D○1点 Y〈総合〓まとめること〉○1点

現象。(9点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを、B、Cの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A内の要素、B、C内の要素がそろっていれば、この仕組みの骨組みは成立していると見なし1点加算。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+B+Cの要素 ○1点

・Yは、B、CをDに〈総合〓まとめること〉するの構造への評価である。ここでは、B、Cの要素、Dがそろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 B+Cの要素+D ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件A、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「リズムを起こす流動が、大きな抵抗を受けて乗り換え不能に陥ると、」(3点)

※ 傍線部の理由説明をするための前提条件。

① 「リズムを起こす」の要素に1点。

○ 「リズムを生む」「リズムを起動する」などでも可。

× 「リズムの起動」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「流動が、」の要素に1点。

× 「流動」の成分が入っていないならば×0点。

③ 「大きな抵抗を受けて乗り換え不能に陥ると、」の要素に1点。

○ 「大きな抵抗に遭って乗り換えられなくなると、」「大きな抵抗に遭遇して乗り換え出来なくなると、」などでも可。

× 「大きな抵抗を受ける」「乗り換え不能」の二成分のニュアンスがそろっていないならば×0点。

B 「根本は拍節の流動と同じだが、」(1点)

※ 傍線部の説明をすべく、さらにAを説明する一方の条件。

○ 「本質的には拍節の流動と変わらないのだが、」「原理的には拍節の流動と同様なのだが、」などでも可。

C 「媒体のみが堰き止められ、純粹流動自体は停まらないという」(2点)

※ 傍線部の説明をすべく、さらにAを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「媒体のみが堰き止められ、」の要素に1点。

○ 「媒体は進むことが出来ず、」「媒体だけが進行を阻まれ、」などでも可。

× 「媒体の堰き止め」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「純粹流動自体は停まらないという」の要素に1点。

○ 「純粹流動は留まることがないという」「純粹流動そのものは停止しないという」などでも可。

× 「純粹流動の停止の否定」のニュアンスが入っていないければ×0点。

D 「現象。」(1点)

※ B、Cの〈矛盾〉する二条件をまとめる締めめの条件。

× 「現象」の成分が入っていないければ×0点。

問4 10点

(模範解答例)

A ○1点

鹿おどろば

B ○1点

B ○1点

流れる媒体である水を、竹筒の一端の水受けが堰き止め、水の力に抵抗した上で、

C ○1点

C ○1点

やがて押し下げられ、水をこぼして跳ね上がると、竹筒の他端が石に打ちつけられて

C ○1点

X 〈分析〓分けること〉 ○1点

音を立て、媒体を音に乗り換え、

D ○1点

D ○1点

感覚を媒介とせずに、リズムを直接に楽しむ装置だということ。

Y 〈総合〓まとめること〉 ○1点 (10点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、話題のAを、B、Cの〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉して説明してゆく構造への評価である。ここでは、条件A、条件B内の要素、C内の要素がそろっていれば、この構造の骨組みは成立していると見なし1点加算。

X 〈分析〓分けること〉 A+Bの要素+Cの要素 ○1点

・ Yは、B、CをDにまとめて結論づける〈総合〓まとめること〉の構造への評価である。Bの要素、Cの要素、Dの要素がそろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y 〈総合〓まとめること〉 Bの要素+Cの要素+Dの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C、D内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(8点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点満点)

A 「鹿おどしは、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題の条件である。

○ 「鹿おどしとは、」鹿おどしなるものは、」などでも可。

× 「鹿おどし」の成分が入っていないなければ×0点。

B 「流れる媒体である水を、竹筒の一端の水受けが堰き止め、水の力に抵抗した上で、」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明して行く一方の条件。

① 「流れる媒体である水を、」の要素に1点。

○ 「流れる媒体としての水を、」流れて行く媒体である水を、」などでも可。

× 「流れる媒体である水」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「竹筒の一端の水受けが堰き止め、水の力に抵抗した上で、」の要素に1点。

○ 「竹筒の一方の端に作られた水受けで堰き止め、水力に抵抗した後に、」竹筒の一方の端の水受けで受け止め、水の圧力に抗した上で、」などでも可。

× 「竹筒の一端の水受けで堰き止める」「水の力に抵抗」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

C 「やがて押し下げられ、水をこぼして跳ね上がると、竹筒の他端が石に打ちつけられ

て音を立て、媒体を音に乗り換え、」(3点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明して行く、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「やがて押し下げられ、水をこぼして跳ね上がると、」の要素に1点。

○ 「やがて下に押し下げられて、水を吐き出して跳ねあがると、」ある瞬間押し下げられて水をこぼした弾みではねると、」などでも可。

× 「押し下げられる」「水をこぼして跳ねあがる」のニュアンスの二成分がそろっていないなければ×0点。

② 「竹筒の他端が石に打ちつけられて音を立て、」の要素に1点。

○ 「竹筒の反対側が石に衝突して音を立て、」竹筒の他端が石にぶつかって音を響かせ、」などでも可。

× 「竹筒の他端が石にぶつかる」「音を立てる」の二成分のニュアンスがそろっていないなければ×0点。

③ 「媒体を音に乗り換え、」の要素に1点。

○ 「音へと媒体を乗り換え、」媒体を音に切り換えて、」などでも可。

× 「媒体の音への乗り換え」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

D 「感覚を媒介とせずに、リズムを直接に楽しむ装置だということ。」(2点)

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

① 「感覚を媒介とせずに、」の要素に1点。

○ 「感覚に依拠せずに、」感覚にコントロールされずに、」などでも可。

× 「感覚の媒介の否定」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「リズムを直接に楽しむ装置だということ。」の要素に1点。

○ 「リズムを直に楽しむためのしつらえだということ。」「リズムを媒介なしに享受するための装置だということ。」などでも可。

× 「リズムを直接楽しむ装置」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

葉先に雫が溜まって水滴ができ、

表面張力の抵抗によって膨らむまでが序、

B○1点

この力の均衡が破れるのが破、

C①○1点

C②○1点

そして、膨らみ切った水滴が球となり

地面に落ちるのが急。(6点)

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

【構造点】

・Xは、「葉先の水滴」の通時的な構造を、Aの「序」、Bの「破」、Cの「急」の三条件に〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。「ここでは、Aの要素、B、Cの要素がそろっていれば、この構造の骨組みは成立していると見なして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(5点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した条件・要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「葉先に雫が溜まって水滴ができ、表面張力の抵抗によって膨らむまでが序、」(2点)

※ 「葉先の水滴」の通時的な構造の、「序」に相当する条件。

① 「葉先に雫が溜まって水滴ができ、」の要素に1点。

○ 「葉先に雫が溜まるだけ溜まり、」「葉先の雫が水滴を形成し、」などでも可。

× 「葉先に雫が溜まる」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「表面張力の抵抗によって膨らむまでが序、」の要素に1点。

○ 「それ自体の表面張力の抵抗によって膨らんで行くまでが序、」「表面張力を抵抗として流れぬままに膨らむまでが序、」などでも可。

× 「表面張力の抵抗で膨らむ」「序」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

B 「この力の均衡が破れるのが破、」(1点)

※ 「葉先の水滴」の通時的な構造の、「破」に相当する条件。

○ 「このバランスが破れる瞬間が破、」「この力の均衡が崩れるのが破」などでも可。

× 「均衡(バランス)が破れる」「破」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

C 「そして、膨らみ切った水滴が球となり地面に落ちるのが急。」(2点)

※ 「葉先の水滴」の通時的な構造の、「急」に相当する条件。

① 「そして、膨らみ切った水滴が球となり」の要素に1点。

○ 「そして、膨らみ過ぎた水滴が勾玉状の球となって」「そして、膨らみだけ膨らんだ水滴が球になって」などでも可。



- × 「膨らみ切った水滴が球となる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「地面に落ちるのが急」の要素に1点。
- 「地面に落下するのが急。」「地表にしたたり落ちるのが急。」などでも可。
- × 「地面に落ちる」「急」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

◎ 採点例

A①×0点

A②○1点

1 薬先に溜まった雫で水滴ができ、

自らの表面張力の抵抗のために膨張するところまでが序、

B○1点

このバランスが破れるのが破、

C①○1点

C②○1点

そして、膨らみ切った水滴が球となり

地面に落下するのが急。(6点)

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

※ 語彙・表現が変わっただけの、内容・構造ともにそろった正解。

A①○1点

A②×0点

2 薬先に雫が溜まって水滴ができ、

膨らむまでが序、

B○1点

この力の均衡が崩れるのが破、

C①×0点

C②○1点

そして地面に落ちるのが急。(4点)

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

× A②は、「表面張力の抵抗」の成分を欠いて×0点。

× C①を欠き×0点。

○ しかし、A①、B、C②があるので、X〈分析Ⅱ分けること〉の構造の骨組みは成立しており○1点

A①×0点

A②○1点

3 薬先の水滴が、表面張力の抵抗で膨張するまでが序、

B○×0点

これが破れるのが破、

C①○1点

C②○1点

そして、膨らみだけ膨らんだ水滴が球となり 地面にしたたりおちるのが急。(3点)

X〈分析Ⅱ分けること〉×0点

× A①は、「雫」の成分を欠いており、動的な感じを失っているため×0点。

× Bは、「均衡」の成分を欠いて×0点。

× B×なので、X〈分析Ⅱ分けること〉の構造は成立せず×0点

A①○1点

A②○1点

4 薬先に雫が溜まって水滴ができ、

表面張力の抵抗によってぶくぶくが序、

B○1点

この均衡が破れるのが破、

C①〇1点

C②〇1点

ふくらみきつた水滴が球となつて

地面におちるのが急。(6点)

X〈分析Ⅱ分けること〉〇1点

※ 内容・構造ともにほぼ完璧な、模範解答にそっくりの解答。

5 水が溜まる長い時間が序に相当し、

竹筒が一転する瞬間が破であり、

水が溢れて竹筒と石が衝突する勢いを急と見るということ。(0点)

※ これは設問をよく読んでおらず、「葉先の水滴」の文脈で答えるべきものを、「鹿おどし」の内容で答えてしまっている。当然内容点・構造点ともに0点である。

問6 8点

(模範解答例)

A①〇1点 A②〇1点 A③〇1点 A④〇1点

個体は「一定期間 単位としての同一性を保つ存在だが、

B①〇1点

B②〇1点

B③〇1点

生命全体の流動から見れば、継続的發展への抵抗だから。(8点)

X〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉〇1点

【構造点】

・ Xは、傍線部を、〈矛盾〉するA、Bの二条件に引き裂いて説明する、〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここではA、Bの要素がそれぞれ一つ以上そろっていればこの構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士においても、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(7点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「個体は一定期間単位としての同一性を保つ存在だが、」(4点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「個体は」の要素に1点。

○ 「個体自身は」「個体そのものは」などでも可。

× 「個体」の成分が入っていないければ×0点。

② 「一定期間」の要素に1点。

○ 「ある程度持続的に」「ある程度継続的に」などでも可。

- × 「一定期間」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
  - ③ 「単位としての」の要素に1点。
    - 「1単位として」「独立した単位である」などでも可。
    - × 「単位」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
  - ④ 「同一性を保つ存在だが、」の要素に1点。
    - 「同一性を維持する存在だが、」「同一性を持ち続ける存在だが、」などでも可。
    - × 「同一性を保つ」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- B 「生命全体の流動から見れば、継続的發展への抵抗だから。」(3点)**
- ※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。
- ① 「生命全体の流動から見れば、」の要素に1点。
    - 「生命全体の流動の歴史から見れば、」「生命全体の流動を俯瞰すれば、」などでも可。
    - × 「生命全体の流動から見る」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
  - ② 「継続的發展への」の要素に1点。
    - 「持続的な發展に対する」「継起的な發展への」などでも可。
    - × 「継続的發展」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
  - ③ 「抵抗だから。」の要素に1点。
    - 「抵抗という意味を持つから」「抵抗の契機をなすから」などでも可。
    - × 「抵抗」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

[別解]

- B①○1点 B②○1点
  - B③○1点 A①○1点 B④○1点
- 生命全体は 流動を維持し続けているのだが、  
その流動が 抵抗ともいふべき 個体の形成を通して なざれているから。 (8点)
- X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

※ 模範解答から見れば、「個体」のA②、A③、A④の条件が抜けているので、模範解答を真正解答とすれば、5点の解答ということになる。ただ「個体」〓「抵抗」という認定があればよし、という採点基準をとれば、これも正解となる。ただこのようにやや屈折した解答を書く高校生は余りいないと思われるが。

問7 11点

(模範解答例)

- A①○1点 A②○1点 A③○1点 A④○1点
  - B①○1点 B②○1点 B③○1点
- 自己主張をし、 同「性を守ろうとする 固体内でも それなりの変化發展はあるが、  
新しい種を生むような生物の進化は、 遺伝子を受け渡す 固体の死と誕生の断絶とい  
う 鹿おどし構造を通した、 突然変異としてのみ現れるから。
- X 〈弁証法〓創造すること〉○1点 Y 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点 (11点)

【構造点】

・Xは、条件B内部において、B②(≠)「流動」、B③(≠)「個体」という「抵抗」の契機を含む」という、〈矛盾〉する二契機を止揚して〈B①+B④+B⑤〉を達成するという、〈弁証法≡創造すること〉の構造に対する評価である。ここでは、B②、B③があり、加えて〈B①、B④、B⑤〉のいずれかの要素

があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈弁証法≡創造すること〉 B②+B③+〈B①、B④、B⑤〉のいずれか 〇1点

・Yは、傍線部を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明する、〈逆説≡矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈逆説≡矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能とする。(9点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「自己主張をし、同一性を守ろうとする個体内でもそれなりの変化発展はあるが、」(4点)

※ 傍線部を説明するための、譲歩的な一方の条件。

① 「自己主張をし、」の要素に1点。

○ 「それぞれ自己を主張し、」各自自己主張し、」などでも可。

× 「自己主張」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「同一性を守ろうとする」の要素に1点。

○ 「同一性を維持しようとする」「同一性を保とうとする」などでも可。

× 「同一性を守る」の成分が入っていないなければ×0点。

③ 「個体内でも」の要素に1点。

○ 「個体においても」「個体内でも」などでも可。

× 「個体」の成分が入っていないければ×0点。

④ 「それなりの変化発展はあるが、」の要素に1点。

○ 「それなりに進化発展はあるが、」「わずかだけなら変化させられようが、」などでも可。

× 「それなりの発展進化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「新しい種を生むような生物の進化は、遺伝子を受け渡す個体の死と誕生の断絶という鹿おどし構造を通した、突然変異としてのみ現れるから。」(5点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「新しい種を生むような生物の進化は、」の要素に1点。

※ 話題とも言えるし、〈弁証法〉の止揚された次元の内容とも言える条件。

○ 「種の誕生というような生物進化は、」「新しい種の創造というような生物の進化は、」などでも可。

× 「種の誕生」「生物進化」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

② 「遺伝子を受け渡す」の要素に1点。

※ 〈弁証法〉の〈矛盾≠衝突〉する契機(要因)の一方。「流動」の条件。

○ 「遺伝子を伝える」「遺伝子を流動させる」などでも可。

× 「遺伝子の受け渡し」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

- ③ 「個体の死と誕生の断絶という」の要素に1点。
- ※ 〈弁証法〉の〈矛盾非衝突〉する契機(要因)の他方。「抵抗」の条件。
- 「個体の死と新たな生の断絶という」「死と生による個体の断絶という」などでも可。
- × 「個体の死と誕生による断絶」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ④ 「鹿おどし構造を通した、」の要素に1点。
- 「鹿おどし構造に乗った、」「鹿おどし構造に拠った、」などでも可。
- × 「鹿おどし構造」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ⑤ 「突然変異としてのみ現れるから。」の要素に1点。
- 「突然変異としてしか現れえないから。」「突然変異としてしか起こりえないから。」などでも可。
- × 「突然変異」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

◎ 採点例

A①○1点      A②○1点      A③○1点      A④○1点

1 自己を主張をし、 同一性を維持しようとする 固体内でも それなりの進化発展は

あろうが、

B①○1点      B②○1点      B③○1点

新しい種を創造するような生物の進化は、 遺伝子を伝える 死と生の固体の断絶とい

B④○1点      B⑤○1点

り 鹿おどし構造に基づいた、 突然変異としてしか現れえないから。

X 〈弁証法〉創造すること ○1点    Y 〈逆説〉矛盾を含むこと ○1点    (11点)

※ 語彙・表現が入れ替わっただけの、内容・構造ともにそろった正解。

A②×0点

A①○1点      A③○1点      A④○1点

2 自己主張をする 固体においても わずかなら変化発展はあろうが、

B①○1点      B②○1点      B③○1点

新種を誕生させるような生物の進化は、 遺伝子を手渡す 固体の死と新たな生の断絶

B④×0点

B⑤○1点

による 突然変異としてのみ現れるから。

X 〈弁証法〉創造すること ○1点    Y 〈逆説〉矛盾を含むこと ○1点    (9点)

× A②を欠き×0点。

× B④を欠き×0点。

○ しかし、B②、B③があり、B①・B⑤もあるので、X 〈弁証法〉創造することの構造の骨組みは成立しており○1点。

○ また、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あるので、Y 〈逆説〉矛盾を含むことの構造の骨組みも成立しており○1点。

A①×0点

A②○1点

A③○1点

A④○1点

3 同一性を保持しようとする

固体内部でも それなりの進展はあろうが、

B①○1点

B②×0点

B③○1点

B④○1点

新しい種を産み出すような生物進化は、

固体の死と生の断絶という

鹿おどし構

B⑤○1点

造によった、突然変異としてだけ出現しうるから。

X〈弁証法Ⅱ創造すること〉×0点 Y〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉○1点 (8点)

※ B②×のため〈弁証法〉の構造を失ってしまった残念な解答。

× A①を欠き×0点。

× B②を欠き×0点。

× B②×なので、X〈弁証法Ⅱ創造すること〉の構造の骨組みは成立せず×0点。

○しかし、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あるので、Y〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の構造の骨組みは成立しており○1点。

A①○1点

B④×0点

B①×0点

A②×0点

4 自己同一性を主張するために、

リズム構造が

繁殖、成長に生じ、

同一の生の流

B③×0点

動は 明瞭な断続を経過するから。

A③×0点 A④×0点

B②×0点 B⑤×0点

X〈弁証法Ⅱ創造すること〉×0点 Y〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉×0点 (1点)。

※ よく分らない解答である。設問の趣旨を理解せず、殆ど読解できていない解答である。相当する要素に割り振ってみたが、評価しうるのは、辛うじてA①のみである。ほかの要素は内容的にズレているか欠けているかである。つまり、A①以外の内容点、及び構造点ともに×0点。

A③○1点 A①○1点

A②○1点

A④×0点

5 個体は それぞれに自己主張をし、

それ自体の同一性を守るために

B②○1点

B③○1点

B⑤○1点

B①×0点

遣伝子を受け渡す 親と子の交代を通じた 突然変異によつてのみ 生物が進化するが

X〈弁証法Ⅱ創造すること〉○1点 Y〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉○1点 (9点)

5. (8点)

※ 極めてよく健闘したと言える解答。

× A④を欠き×0点。

× B①は、「種の誕生」の成分を欠き×0点。

○ B③は、「親と子の交代を通じた」≠「個体の死と誕生による断絶」と判断し○1点。

× B④を欠き×0点。

○しかし、B②、B③があり、B⑤もあるので、X〈弁証法Ⅱ創造すること〉の構造の骨組みは成立しており○1点。

○また、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あるので、Y〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉の構造の骨組みは

成立しており○1点。

〔別解〕

A ○1点

新しい種を生むような生物の進化は、

B ①○1点

B ②○1点

親から子への世代交代を通して 遺伝子を受け渡す、

X 〈分析Ⅱ分けること〉○1点

C ①○1点 C ②○1点

あるいは個体の死と誕生の 断絶の際に起こる

D ①○1点 D ②○1点

突然変異としてのみ現れ、 それによって「生命」全体の刷新と発展が可能になるか

Y 〈分析Ⅱ分けること〉○1点

5.

Z 〈弁証法Ⅱ創造すること〉○1点 W 〈分析Ⅱ分けること〉○1点 (11点)

※ 模範解答のA系列を全く欠いた解答なのだが、これを正解とするなら次のよう

に採点ポイントとするしかないだろう。つまり、模範解答のA系列を採点項目としなければ、これが正解となり得るが、少々無理があるかもしれない。

A 「新しい種を生むような生物の進化は、」(1点)

× 「新しい種」「生物の進化」のニュアンスの二成分がそろっていないならば×0点。

B 「親から子への世代交代を通して遺伝子を受け渡す、」(2点)

① 「親から子への世代交代を通して」の要素に1点。

× 「世代交代」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「遺伝子を受け渡す、」の要素に1点。

× 「遺伝子の受け渡し」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

C 「あるいは個体の死と誕生の断絶の際に起こる」(2点)

① 「あるいは個体の死と誕生の」の要素に1点。

× 「個体の死と誕生」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「断絶の際に起こる」の要素に1点。

× 「断絶」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

D 「突然変異としてのみ現れ、それによって「生命」全体の刷新と発展が可能になから。」(2点)

① 「突然変異としてのみ現れ、」の要素に1点。

× 「突然変異」の成分が入っていないならば×0点。

② 「それによって「生命」全体の刷新と発展が可能になから。」の要素に1点。

× 「『生命』の刷新と発展」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

【構造点】

・Xは、条件B内部において、B①、B②を〈因果関係〉の二要素に〈分析Ⅱ分けること〉する構造への評価である。ここでは、

B①、B②がそろっていれば、この構造が成立していると評価して1点加算。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 B ①+B ② ○1点

・Yは、条件D内部において、D①、D②を「因果関係」の二要素に「分析」分けることとする構造への評価である。ここでは、D①、D②がそろっていれば、この構造が成立していると評価して1点加点。

Y「分析」分けること D①+D② ○1点

・Zは、「矛盾」する二契機「B①+B②」と「C①+C②」を止揚して、「D①+D②」いたる「弁証法」創造することの構造への評価である。ここでは、「B①+B②」と「C①+C②」、「D①+D②」の二契機のなかの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

Y「弁証法」創造すること D①、B②のどちらか + C①、C②のどちらか + D①、D②のどちらか ○1点



二 現代文（評論）採点基準（合計60点）

問1 9点

（模範解答例）

B①○1点

B②○1点

民族問題や環境問題などの世界の問題を 他人事のように考えていた

A○1点

私たちが、

C①○1点

C②○1点

アフリカの難民の子どもの、虚ろなまなざしに出会って トラウマとなり、 毛布や

C③○1点

C④○1点

お金を送ろうなどと、 暴力的に自分を主体化しようになること。

X〈分析〓分けること〉○1点 Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点 (9点)

【構造点】

・Xは、条件Cを、C①と〈C②+C③+C④〉の〈因果関係〉にある〈矛盾〉しない二部分に〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここではC①、と〈C②、C③、C④のいずれか〉があれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉 C①+〈C②、C③、C④のいずれか〉 ○1点

・Yは、傍線部を説明すべく、Aを、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明する、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aと、条件B、C内の要素がそれぞれ二つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓分けること〉 A+Bの要素+Cの要素 ○1点

※ A、B、Cは条件同士においても、また条件B、C内の要素同士においても原則的に部分採点可能とする。  
(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

B 「民族問題や環境問題などの世界の問題を他人事のように考えていた」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを引き裂いて説明してゆく一方の条件。

① 「民族問題や環境問題などの世界の問題を」の要素に1点。

○ 「民族問題や人権問題などの地球規模の問題を」「民族問題や南北問題のような地球社会の問題を」などでも可。

× 「民族問題（環境問題、南北問題、人権問題）」「世界規模の問題」のニュアンスの二成分が入っていないければ×0点

② 「他人事のように考えていた」の要素に1点。

○ 「対岸の火事のように考えていた」「無関心であった」などでも可。

× 「他人事」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

A 「私たちが、」(1点)

※ 主体明示の条件。

- 「私たちであったのに、」「我々あったのが、」などでも可。
- × 「私たち」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「アフリカの難民の子どもの、虚ろなまなざしに会ってトラウマとなり、毛布やお金を送ろうなどと、暴力的に自分を主体化すること。」(4点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを引き裂いて説明してゆく、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「アフリカの難民の子どもの、虚ろなまなざしに会って」の要素に1点。

- 「アフリカ難民の子どもの虚ろな視線に会って」「アフリカ難民の子どもの焦点の定まらない目に遭遇して」などでも可。

× 「アフリカ難民の子どもの虚ろなまなざし」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「トラウマとなり、」の要素に1点。

- 「心的外傷となって」「忘れられない衝撃を受けて」などでも可。
- × 「トラウマ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「毛布やお金を送ろうなどと、」の要素に1点。

- 「毛布やお米を送ろうなどと、」「お金やお米を送ろうなどと、」などでも可。
- × 「毛布(お金、お米…)を送ろう」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「暴力的に自分を主体化すること。」の要素に1点。

- 「暴力的な主体化に向かうようになること。」「暴力的に主体となろうと」すること。」「などでも可。
- × 「暴力的な主体化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

〔別解〕

B①○1点

B②○1点

民族問題や環境問題などの世界の問題を 他人事のように考えていた

A○1点

私たちが、

C①○1点

C②○1点

アフリカの難民の子どもの、虚ろなまなざしを目にすること、心が動揺し、突

C③○1点

C④○1点

然、アフリカの子どもたちへの支援しようという 衝動に付き動かされること。

X 〈分析Ⅱ分けること〉○1点 Y 〈逆説Ⅱ矛盾を含むこと〉○1点 (9点)

○ C②は、「トラウマ」≠「心が動揺し」と考え○1点。

○ C③は、「アフリカの子どもたちへの支援」でいみはでていると考え○1点。

○ C⑤は、「暴力的な主体化」≠「衝動に付き動かされる」と考え○1点。

○ 全要素が○なので、X 〈分析Ⅱ分けること〉の構造も、Y 〈総合Ⅱまとめること〉の構造も成立しており、ともに○1点。

問2 10点

(模範解答例)

A 〇1点

A ②〇1点

難民の子どもの 虚ろなまなざしが、

B ①〇1点      B ②〇1点

暴力への苦痛や 年齢に不相応な諦観を表わしているからではなく、

C ①〇1点

C ②〇1点

C ③〇1点

C ④〇1点

苦痛や諦観といった、読み取りや 同一化の可能な 一切の意味を欠いた 空虚な穴と

C ⑤〇1点

X 〈分析〓分けること〉 〇1点

して、 脅かすように迫ってくるから。 (10点)

A 〇1点

【構造点】

・ Xは、傍線部理由説明をすべく、条件Aを (notP～butQ) の構文にはまった〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉する構造への評価である― (notP～butQ) は例えば〈男じゃないよ、女だよ〉のように、否定の成分 (not) が入ることで〈男じゃない〉⇔〈女〉となって〈矛盾〉のない二条件に切り換える働きをする―。ここでは、A、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X 〈対比〓比べること〉      Aの要素+Bの要素+Cの要素      〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士で、また各条件内の要素同士でも原則的に部分採点可能である。(9点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「難民の子どもの虚ろなまなざしが、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をするための話題提示の条件。

① 「難民の子どもの」の要素に1点。

○ 「アフリカ難民の子どもの」「難民キャンプの子どもの」などでも可。

× 「難民の子ども」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「虚ろなまなざしが、」の要素に1点。

○ 「虚ろな視線が、」「虚ろな目が、」などでも可。

× 「虚ろなまなざし」「伎楽面」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「暴力への苦痛や年齢に不相応な諦観を表わしているからではなく、」(2点)

※ Aを説明するための (notP) の条件。

① 「暴力への苦痛や」の要素に1点。

○ 「暴力に対する苦しみや」「暴力から受ける苦しさや」などでも可。

× 「暴力への苦痛」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「年齢に不相応な諦観を表わしているからではなく、」の要素に1点。

○ 「年齢に似合わない諦観を表現しているからではなく、」「年齢と合わないあきらめをあらわしているからではなく、」などでも可

× 「年齢に不相応な諦観の否定」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

C 「苦痛や諦観といった、読み取りや同一化の可能な一切の意味を欠いた空虚な穴として、脅かすように迫ってくるから。」(4点)

※ Aを説明するための〈but〉の条件。Bとは〈矛盾〉しない条件。

① 「苦痛や諦観といった、読み取りや」の要素に1点。

○ 「暴力に対する苦しみや」「暴力から受ける苦しさや」などでも可。

× 「暴力への苦痛」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「同一化の可能な」の要素に1点。

○ 「共感可能な」「感情移入のできる」などでも可

× 「同一化可能」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「一切の意味を欠いた」の要素に1点。

○ 「意味を含んでいない」「いかなる意味をも表現していない」などでも可。

× 「意味の欠落」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「空虚な穴として、」の要素に1点。

○ 「空虚な穴となって、」「空虚な穴のように、」などでも可。

× 「空虚な穴」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

⑤ 「脅かすように迫ってくるから。」の要素に1点。

○ 「脅迫してくるから。」「責め立ててくるから。」などでも可。

× 「脅迫」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問3 8点

(模範解答例)

A ○1点

まなざしが、

B ○1点

B ○1点

B ○1点

そこに恐怖や

苦痛といった

感情を表明せず、

C ○1点

C ○1点

C ○1点

私たちが不安にさせる 虚ろさ、意味の欠如した空洞そのものとしてのみ そこにある

X 〈分析Ⅱ分けること〉 ○1点

とくづくと。 〈69字〉(8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを〈and〉but〉の構文にはまった〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析Ⅱ分けること〉する構造への評価である。ここでは、条件Aがあり、条件B、Cの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X 〈分析Ⅱ分けること〉 A+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内の要素同士においても原則的に部分採点可能である。(7点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点

する。(1点)

※ 70字の字数制限付きの問題であるから、字数オーバーの解答は採点対象外、つまり0点である。

A 「まなざしが、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

- 「まなざし」というものが、「視線が、」などでも可。
- × 「まなざし」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「そこに恐怖や苦痛といった感情を表明せず、」(2点)

※ Aを説明する〈notP〉の条件。

- ① 「そこに恐怖や」の要素に1点。
  - 「恐怖や」「恐れや」などでも可。
  - × 「恐怖」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「苦痛といった」の要素に1点。
  - 「苦痛のような」「苦しみ痛みと言った」などでも可。
  - × 「苦痛」ニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「感情を表明せず、」の要素に1点。
  - 「感情表明がなく、」「感情表現がなく、」などでも可。
  - × 「感情表明の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「私たちを不安にさせる虚ろさ、意味の欠如した空洞そのものとしてのみそこにあるということ。」(3点)

※ Aを説明する〈butQ〉の条件。

- ① 「私たちを不安にさせる」の要素に1点。
  - 「私たちに不安を抱かせる」「私たちが脅かす」などでも可。
  - × 「私たちの不安」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点
- ② 「虚ろさ、意味の欠如した空洞そのものとしてのみ」の要素に1点。
  - 「虚ろさ、あるいは意味づけられない空洞としてだけ」「意味を持たない虚ろな空洞としてのみ」などでも可。
  - × 「虚ろさ(意味の欠如、意味づけられない空洞)」のニュアンスの二成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「そこにあるということ。」の要素に1点。
  - 「そこに存在していること。」「としてしか存在していないこと。」などでも可。
  - × 「ただ存在している」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問4 10点

(模範解答例)

A ①〇1点

A ②〇1点

私たちを虚ろなまなざしの耐えがたさから 救ってくれるものは、

B ①〇1点

B ②〇1点 B ③〇1点

「それ」自らが、語りの主体となつて、苦痛、恐怖を語ってくれることであり、  
C①〇1点 C②〇1点 C③〇1点  
そうすれば「それ」に向けた同情や、否定が、つまり私たちとの関係性の中に位置づ  
C④〇1点

けることができるようになり、安心できることになり、  
X〈分析〓分けること〉〇1点 (10点)

#### 【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを、〈因果関係〉にある〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉する構造への評価である。ここではA、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上そろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加  
点。

X〈分析〓分けること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 〇1点

#### ◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では要素同士においても原則的に部分採点可能。(9点満点)  
※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。  
(1点)

A 「私たちを虚ろなまなざしの耐えがたさから救ってくれるものは」(2点)

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

① 「私たちを虚ろなまなざしの耐えがたさから」の要素に1点。  
○ 「虚ろなまなざしへの私たちの耐えがたさから」私たちが耐えるのが困難なまなざしの虚ろさから」  
などでも可。

× 「虚ろなまなざし耐えがたさ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「救ってくれるものは、」の要素に1点。

○ 「救ってくれるのは、」などでも可。

× 「救い」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 『それ』自らが、語りの主体となつて苦痛、恐怖を語ってくれることであり、「」(3点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを〈因果関係〉に〈分析〉してゆく〈因〉の条件。

① 『それ』自らが、語りの主体となつて「」の要素に1点。

○ 『それ』が主体的に語り手となつて「『それ』自身が語る主体となつて」などでも可。

× 『それ』「語りの主体となる」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

② 「苦痛」の要素に1点。

× 「苦痛」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「恐怖を語ってくれることであり、「」の要素に1点。

○ 「恐怖を言葉にしてくれることであり、「」恐怖を口にしてくれることであり、「」などでも可。

× 「恐怖を語る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「そうすれば『それ』に向けた同情や否定が、つまり私たちとの関係性の中に位置

づけることができるようになり安心できるといふこと。」「(4点)

※ 傍線部を説明すべく、Aを〈因果関係〉に〈分析〉してゆく〈果〉の条件。

- ① 「そうすれば『それ』に向けた同情や」の要素に1点。
- 「そのことによる『それ』への同情や」「それによって『それ』に対する同情や」などでも可。
- × 『『それ』にむけた同情』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「否定が、」の要素に1点。
- × 「否定」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- ③ 「つまり私たちとの関係性の中に位置づけることができるようになり」の要素に1点。
- 「私たちとの関係性の中に定位できるようになり」「私たちとの関係を結べるようになり」などでも可。
- × 「私たちの関係性中に位置づける」「可能性」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。
- ④ 「安心できるということ。」「の要素に1点。
- 「不安を解消できるということ。」「安堵できるということ。」「などでも可。
- × 「安心」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

問5 8点

(模範解答例)

A ○1点

「それ」が語らないのは言葉を奪われているからだと考え、

B ①○1点 B ②○1点

彼らの声なき声を囁き取ることで、「それ」を主体化しようとするが、

C ○1点 X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

それは結局私たちの声の投影にすぎず、

D ①○1点 D ②○1点

「それ」を苦痛から解放するためではなく、自分たちを耐えがたさから解放するた

めに行動することになる。 Y 〈否定を含む総合〓否定加味してまとめること〉○1点

(8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部の結果を説明すべく、条件Aを、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明してゆく、〈逆説〓矛盾をふくむこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aと、条件B内の要素、それに条件Cがあれば、この構造の骨組みが成立していることみなして1点加算。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A + 〈B ①、 B ②のどちらか〉 + C ○1点

・ Yは、〈矛盾〉する二条件B、Cを (notB ~ butC) の〈否定〉を含む形でまとめて結論づける、〈否定を含む総合〓否定を加味してまとめること〉の構造への評価である。ここでは、条件Bの要素、条件C、条件Dの要素があれば、この構造の骨組みは成立していることみなして1点加算。

Y 〈否定を含む総合〓否定を加味してまとめること〉 B の要素 + C + D の要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件A、C、D内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(9点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 『それ』が語らないのは言葉を奪われているからだと考え、「(1点)

※ 傍線部の結果を説明するための話題提示の条件。

○ 『それ』が沈黙しているのは言葉を剥奪されているからだと考え「『それ』が喋らないのは言葉を奪われてしまっているからだと考え、「などでも可。

× 『それ』が語らない」「言葉を奪われている」のニュアンスの二成分がそろっていないなければ×0点。  
B 「彼らの声なき声を聴き取ることで、「それ」を主体化しようとするが、「(2点)

※ Aを説明するための譲歩的な一方の条件。

① 「彼らの声なき声を聴き取ることで、「の要素に1点。

○ 「彼らの声なき声を聴き取るうとして、「彼らの言葉なき声を聴き取ること、」などでも可。

× 「声なき声を聴き取る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 『それ』を主体化しようとするが、「の要素に1点。

○ 『それ』を主体に仕立てようとするが、「彼らを主体にしようとするが、「などでも可。

× 『それ』の主体化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「それは結局私たちの声の投影にすぎず、「(1点)

○ 「それは私たちの理解した限りの声でしかなく、「結局それは私たちの声を投影した幻影にすぎず、「などでも可。

× 「私たちの声の投影」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

D 「それを苦痛から解放するためではなく、自分たちを耐えがたさから解放するために行うことになる。」(2点)

※ B、Cの〈矛盾〉する二条件を、まとめて結論づけて行く条件

① 『それ』を苦痛から解放するためではなく、「の要素に1点。

○ 『それ』を苦痛から解放するのを目指すのではなく、「彼らを苦しみから解放しようとするのではなく、「などでも可。

× 『それ』の苦痛からの解放の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「自分たちを耐えがたさから解放するために行動することになる。」の要素に1点。

○ 「自らの耐えがたさからの解放のために行動することになる。」『それ』が『それ』であることの耐えがたさから自分自身を解放するために行うことになる。」

などでも可。

× 「自分自身の耐えがたさからの解放」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問6 8点

(模範解答例)

A ○1点

虚ろなまなざしに対する耐えがたさが大きければ大きいほど、

B ○1点

私たちは、「大コンサートやシンポジウムを開き、マス・メディアも積極報道をして盛



り上がるだろうが、

C①〇1点

C②〇1点

私たちを行動する主体に駆りたてるのが、

虚ろなまなざしの暴力性、衝動性、

また

C③〇1点

C④〇1

センサーシヨナリズムである以上、

運動は一過性のもので消費されてしまう

X〈分析〓分けること〉〇1点 Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

から。(8点)

#### 【構造点】

・Xは、C内で、〈C①+C②+C③〉とC④を〈因果関係〉にある〈矛盾〉しない二部分に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、〈C①、C②、C③のいずれか〉と、C④があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉 〈C①、C②、C③のいずれか〉+C④ 〇1点

・Yは、傍線部に関する理由説明をすべく、条件Aを、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明して

行く、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bがあり、条件C内の要素があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A+B+Cの要素

#### ◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件C内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「虚ろなまなざしに対する耐えがたさが大きければ大きいほど、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための前提条件。

○ 「虚ろなまなざしの与える苦痛が大きければ大きいほど、」「虚ろなまなざしのあてる耐えがたさが大きければそれだけ、」などでも可。

× 「虚ろなまなざしの耐えがたさ」「大きければそれだけ」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

B 「私たちは、一大コンサルタントやシンポジウムを開き、マス・メディアも積極報道をして盛り上がるだろうが、」(1点)

※ Aから結果する、譲歩的な一方の条件。

○ 「私たちは一大コンサルタントやシンポジウムを催し、マス・メディアは積極的に報道するだろうが、」「私たちは一大コンサルタントやシンポジウムの開催を、マス・メディアを積極報道をするだろうが、」などでも可。

× 「私たち一大コンサルタントやシンポジウムの開催」「マス・メディアは積極報道」の二成分がそろっていないければ×0点。

C 「私たちを行動する主体に駆りたてるのが、虚ろなまなざしの暴力性、衝動性、またセンサーシヨナリズムである以上、運動は一過性のもので消費されてしまうから。」(4点)

※ Aから結果する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 「私たちを行動する主体に駆りたてるのが、」の要素に1点。
- 「私たちをにわかに行動する主体へと煽り立てるのが、」「私たちを行動主体へと駆動するのが、」などでも可。
- ② 「虚ろなまなざしの暴力性、衝撃性、」の要素に1点。
- 「虚ろな視線の暴力性や衝撃性、」「虚ろなまなざしの暴力的、衝撃的性格、」などでも可。
- × 「虚ろなまなざしの暴力性、衝撃性」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「またセンセーショナルリズムである以上、」の要素に1点。
- 「他方でセンセーショナルリズムである限り、」「またはマス・メディアによる煽りであるからには、」などでも可。
- × 「センセーショナルリズム」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ④ 「運動は一過性のもので消費されてしまうから、」の要素に1点。
- 「運動は一過性のもので終わってしまうから。」「運動は一過性の消費で終わってしまうから。」などでも可。
- × 「運動の一過性」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問7 7点

(模範解答例)

A○1点

私たちの主体化が、

B①○1点

虚ろなまなざしにさらされることへの

B②○1点

防衛機制であるなら、

B③○1点

根本的変革とは成り得

なり得ず、

C①○1点

C②○1点

まして植民地政策を隠蔽するためなら

一層変革から遠いこと。

(7点)

X〈分析〓分けること〉○1点

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、条件Aを〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉として説明していく構造への評価である。ここでは、条件Aと、条件B、C内の要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉

A+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内では要素同士においても原則的に部分採点可能である。(6点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

**A 「私たちの主体化が、」(1点)**

※ 傍線部の理由説明をするための話題提示の条件。

- 「私たちを主体化しているのが、」「私たちを主体として駆動しているのが、」などでも可。
- × 「私たちの主体化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

**B 「虚ろなまなざしにさらされることへの防衛機制であるなら、根本的変革とは成りないが、」(3点)**

※ Aを説明する一方の条件。

① 「虚ろなまなざしにさらされることへの」の要素に1点。

- 「虚ろな視線に捕えられることへの」「虚ろなまなざしに捕らわれてしまうことへの」などでも可。
- × 「虚ろな視線にさらされる」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「防衛機制であるなら、」の要素に1点。

- 「身を守るメカニズムなら、」「危険を前もって回避する仕組みなら、」などでも可。
- × 「防衛機制」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「根本的変革とは成り得ず、」の要素に1点。

- 「本質的変革を起こしえないが、」「根底的な変革をもたらさえず、」などでも可。
- × 「根本的変革の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

**C 「まして植民地政策を隠蔽するためなら一層そうであること。」「(2点)**

※ Aをする、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「まして植民地政策を隠蔽するためなら」の要素に1点。

- 「植民地主義を想起しないで済ませるためなら、」「植民地支配を隠し通すためなら、」などでも可。
- × 「植民地政策の隠蔽」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「一層変革から遠いこと。」「の要素に1点。

- 「なおさら改革には結びつかないこと。」「根本的変革からはさらに遠くなること。」「などでも可。
- × 「一層根本的変革にはなりえない」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問 1 (各3点×3)

- a (1点)
- b (1点)

問 1・①・模範解答

今すぐにも犬が狐に食らいつきそうに見えたので、 (2点)

【各部の採点】 3点満点。加ポイント2箇所。

- a 「今すぐにも犬が狐に食らいつきそうに」…2点。「今にも犬がかみつきそうに、」の内容。完答。
- b 「見えたので」…1点。「見える・思える」+過去+原因理由がそろっていること。完答。

- a (1点)
- b (2点)

問 1・②・模範解答

たいそう容姿の美しい女が、突然馬飼いの男のもとにやってきました (2点)

【各部の採点】 3点満点。加ポイント2箇所。

- a 「たいそう容姿の美しい女が」…1点。「たいそう美しい」+主格の意味。
- b 「突然馬飼いの男のもとにやってきました、」…2点。「突然・急にやってきました」の意味

- a (2点)
- b (1点)

問 1・③・模範解答

狐は男との約束を破ることはなかったということである (2点)

各部の採点】 3点満点。加ポイント2箇所。

- a 「狐は男との約束を」…2点。「狐は男との約束を」のような具体的な言葉の補足。完答。
- b 「破ることはなかったということである」…1点。「破る」+「ということである」のような結びの補足。

完答。

問 2 a || む b || め c || む (各1点) 解答通り

問 3 い || エ ろ || イ は || ア に || ウ (各2点) 解答通り

問 4 6点

- a (2点)
- b (2点)
- c (2点)

問 4・模範解答

ラ行変格活用動詞「あり」の連用形+強意の助動詞「ぬ」の未然形+推量の助動詞「む」の終

止形 (5点)

【各部の採点】 6点満点。加ポイント3箇所。

- a 「ラ行変格活用動詞「あり」の連用形」…2点。このままの解答。完答。
- b 「強意(完了)の助動詞「ぬ」の未然形」…2点。このままの解答。完答。
- c 「推量の助動詞「む」の終止形」…2点。このままの解答。完答。

問5 6点

- a (1点)
- b (2点)
- c (2点)
- d (1点)

問5・模範解答 狐が男に与えた金と銭は、すべて使わず少しでも残しておけばもとの金額に戻るので、一度に全部使ってしまったてはならないということ。(5点)

【各部の採点】 5点満点。加点ポイント4箇所。

- a 「狐が男に与えた金と銭は、」…1点。狐が男に与えたお金という内容説明。
- b 「すべて使わず少しでも残しておけばもとの金額に戻る」…2点。お金をすべて使わなければもともどるという内容。
- c 「一度に全部使ってしまったてはならない」…2点。一度に全部費やすなの内容。
- d 「ということ」…1点。文末のかたち。ここだけ正解は加点なし。

問6 6点

- a (2点)
- b (2点)
- c (2点)

問6・模範解答 狐の、馬飼いの男以外の人に姿を見せるのは許してほしいという願いと、帰りが不安だから送りの者を付けてほしいという願い。(5点)

【各部の採点】 6点満点。加点ポイント3箇所。

- a 「狐の…願い」…2点。このような答え方。ここだけ正解では加点なし。
- b 「馬飼いの男以外の人に姿を見せるのは許してほしい」…2点。馬飼いの男以外は顔をみせたくないという内容。
- c 「帰りが不安だから送りの者を付けてほしい」…2点。帰りに見送りを付けてほしいという内容。

問7 イ (2点)

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問。

基準 配点：8点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A 1	B 1	C 1	D 1
皇帝の 望まないことは <u>必ずその意思に従って</u> 非難し、			
E 1	F 1	G 1	H 1
皇帝の 望むことは、 <u>必ずその意思に従って</u> ほめたたえた。			

要素A 「主意の」の解釈＝皇帝の…：1点

- ・「皇帝・帝・主君」の意がなければ、**要素A加點なし**（**要素A＝0点**）。
- ・「王」は不可。**要素A加點なし**（**要素A＝0点**）。
- ・「皇帝の」は「皇帝が」でも可。
- ・「意」を訳出して、「皇帝の意思の」「皇帝の考えが」のようにしても可。

要素B 「欲せざる所は」の解釈＝望まないことは…：1点

- ・「望まない」「は」「求めない」「希望しない」「嫌う」「いやがる」「したくない」「意にそぐわない」なども可。
- ・「欲しない」「欲しがらない」「は**要素B加點なし**（**要素B＝0点**）。
- ・「所」は、「～ようなこと」「～もの」も可。
- ・「所」の解釈を「所（ところ）」「のままにしているものは**要素B加點なし**（**要素B＝0点**）。
- ・「は」「は」に（対して）は「を」なども可。
- ・「は」の部分が無適切な送り仮名であったり、送り仮名がないものは**要素B加點なし**（**要素B＝0点**）。

要素C 「必ず因りて」の解釈＝必ずその意思に従って…：1点

- ・「必ず」「は」「いつも」「常に」なども可。
- ・「必ず」の訳出がないものは**要素C加點なし**（**要素C＝0点**）。
- ・その意思に従って「は」「それに従って」「それに追従して」「その」＝皇帝の「意思の通りに」「皇帝に従って」「そのまま」なども可。
- ・その意思に「」「それに」「その」などの補いがないものは**要素C加點なし**（**要素C＝0点**）。

要素D 「之を毀り」の解釈＝非難し…：1点

- ・「之を」を訳出し、「これを非難し」「それを非難し」「そのことを非難し」のようにしても可。
- ・「非難し」「は」「悪口を言い」「批判し」なども可。
- ・「そしり」「謗り」「譏り」「誹り」も可とするが、「毀り」は**要素D加點なし**（**要素D＝0点**）。

要素E 「主意の」の解釈＝皇帝の…：1点

- ・「皇帝・帝・主君」の意がなければ、**要素E加点数なし(要素E=0点)**。
- ・「皇帝の」は「皇帝が」でも可。
- ・「意」を訳出して、「皇帝の意思の」「皇帝の考えが」のようにしても可。

要素F 「欲する所は」の解釈＝望むことは…:1点

- ・「望まない」「は、」求める「希望する」「好む」「したがる」「意に沿う」なども可。
- ・「欲する」は**要素F加点数なし(要素F=0点)**。
- ・「所」は「〜ようなこと」「〜もの」「も」可。
- ・「所」の解釈を「所(ところ)」「のままにしているものは**要素F加点数なし(要素F=0点)**。
- ・「は」「に(対して)」「を」なども可。
- ・「は」の部分不適切な送り仮名であったり、送り仮名がないものは**要素F加点数なし(要素F=0点)**。

要素G 「必ず因りて」の解釈＝必ずその意思に従って…:1点

- ・「必ず」は「いつも」「常に」「なども可」。
- ・「必ず」の訳出がないものは**要素G加点数なし(要素G=0点)**。
- ・その意思に従って「は、」それに従って「」それに追従して「」その「＝皇帝の」意思の通りに「」皇帝に従って「」そのまま「なども可」。
- ・「その意思に」「それに」「その」などの補いがないものは**要素G加点数なし(要素G=0点)**。

要素H 「之を誉む」の解釈＝ほめたたえた…:1点

- ・文末の時制(過去)表現は不問とする(「ほめたたえる」も可)
- ・「之を」を訳出し、「これを非難し」「それを非難し」「そのことを非難し」のようにしても可。
- ・「ほめたたえた」は、「ほめた」「称賛した」なども可。
- ・「賛成した」「同意した」は**要素H加点数なし(要素H=0点)**。

#### 大問四 問2

基準 配点: 4点(2点×2)

■模範解答 解答例のみ正解。ただし( )の有無は問わない。

- ② (エ)
- ④ (イ)

#### 大問四 問3

基準 配点: 4点(1点×4)

■模範解答 解答例のみ正解。

- (a) ひととなり

- (b) なんすれぞ
- (c) にわ(は)かに
- (d) こたえ(へ)て

大問三 問4

■形式上の不備

- ・「すべてひらがなで」という条件なので、一字でも漢字やカタカナを書いている場合は、問4全体不可(0点)
- ・句読点の有無は不問。

基準 配点:10点

■模範解答

A 1	B 1	C 1
いやしくも	かくのごとくなら	ずんば、
D 1	E 1	F 3
なにをもつて	そのみを	まつと(た)うせん
		や
		G 1

要素A 「苟」の読み＝いやしくも…2点

- ・解答例のみ正解。

・他は一字でも誤りがあれば**要素A**加点数なし**(要素A＝0点)**。

要素B 「如此」の読み＝かくのごとくなら…1点

- ・「かくのごとくせ」「かくのごとから」も可。

・他は一字でも誤りがあれば**要素B**加点数なし**(要素B＝0点)**。

要素C 「不」の読み＝ずんば…1点

- ・「ずれば」も可。

・他は一字でも誤りがあれば**要素C**加点数なし**(要素C＝0点)**。

要素D 「何以」の読み＝なにをもつ(つ)て…1点

- ・「なにをもつ(つ)てか」も可。

・他は一字でも誤りがあれば**要素D**加点数なし**(要素D＝0点)**。

要素E 「其身」の読み＝そのみを…1点

- ・解答例のみ正解。

・他は一字でも誤りがあれば**要素E**加点数なし**(要素E＝0点)**。

要素F 「全」の読み＝まつ(つ)と(た)う(く)せん…3点



- ・「まっ(つ)と(た)うする」は要素F減点1点(要素F2点)
- ・「まっ(つ)と(た)うす」は要素F減点1点(要素F1点)
- ・他は一字でも誤りがあれば**要素F加點なし(要素F=0点)**。

要素G 「哉」の読み≡や…:1点

- ・解答例のみ正解。
- ・他の読み方をしているもの(「か」「かな」など)や、読んでいないものは**要素G加點なし(要素G=0点)**。

大問四 問5

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。

基準 配点:6点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A B2 C4

張昌宗は 国に対して 功績があるのか。

要素A 張昌宗は…加點要素としない。

- ・欠けている場合や、別の主語を書いた場合は**全体から1点減点**。
- ・「昌宗」「張」も可とする。

要素B 「国に於いて」の解釈≡国に対して…:2点

- ・「国に」「国に対して」「国にとって」なども可。
- ・「国」は、「わが国」「国家」「中国」「わが」王朝「唐(王朝)」「周(王朝)」も可。

要素C 「功有りや否や」の解釈:4点

- ・「くやいなや」が、次のような疑問文として訳せていれば3点を与える。
- ・「ある(の)か」「ない(の)か」「ある(の)かない(の)か」のいずれのパターンでも可。
- ・疑問文として訳していない場合は**要素C3点減点**。
- ・「功有り」の解釈が正しければ1点を与える。
- ・「功績をあげる」「役に立つことをする」「貢献する」などの表現でもよい。

(例)役に立ったことがあるのか

功績をあげたことがないのか

貢献したかしていないか

\*いずれも要素C4点。

- ・ただし、「功有り」を、そのまま「功がある」としている場合は**要素C1点減点**。

大問四 問6

基準 配点: 4点

■模範解答 解答例のみ正解。ただし( )の有無は問わない。  
(ア)

大問四 問7

基準 配点: 4点

■模範解答 解答例のみ正解。ただし( )の有無は問わない。  
(エ)